

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件の一部を改正する件 四三〇
- 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件 四三〇
- 福島県選挙管理委員会
不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 四三二

告 示

福島県告示第六百十三号
 政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件（平成八年福島県告示第三百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月七日から施行する。
 平成二十六年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

第一中「政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号。以下「協定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」に改める。第三の中「協定」を「協定等」に、「苦情」を「書面により苦情」に改め、第三の中「協定」を「協定等」に改める。第五の中「すべて」を「全て」に改め、第五の三中「第六の五」を「第六の六」に、「文書」を「書面」に改める。第六の中「協定」を「協定等」に、「文書」を「書面」に改め、第六の九の一中「文書」を「書面」に改め、第六の九の二中「すべて」を「全て」に改め、第六の九の三中「委員会」の下に、「調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き」を加え、「供給者」を「当該者」に改め、第六の九を第六の十とし、第六の八を第六の九とし、第六の七の2及び3中「提示」を「提出」に改め、第六の七の13中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の」を「その」に改め、第六の七の16を第六の七の17とし、第六の七の15を第六の七の16とし、第六の七の14中「又は」を「若しくは」に、「公開するよう」を「公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、第六の七の14の次に次のように加える。

15 委員会は、原則として、14に規定する求めに応ずるものとする。この場合において、委員会は、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席について、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮しなければならない。

第六の七を第六の八とし、第六の六の1中「十日」を「十二作業日」に改め、第六の六の4ただし書を削り、第六の六の5を次のように改める。

5 4の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

第六の六に次のように加える。

6 5の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

第六の六を第六の七とし、第六の五中「当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）を「苦情申立人」に改め、第六の五を第六の六とし、第六の四を第六の五とし、第六の三を第六の四とし、第六の二本文中「七作業日」を「十作業日」に改め、第六の二の2中「協定」を「協定等」に改め、第六の二を第六の三とし、第六の一の次に次のように加える。

二 委員会は、一の書面に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は、職権で補正することができる。

第七の一及び第七の二中「協定」を「協定等」に改め、第七の三中「協定」を「協定等」に、「調達の」を「当該調達の」に、「及び調達機関」を「及び関係調達機関」に改め、第七の七中「当該当局」を「当該執行当局」に改め、第七の七を第七の八とし、第七の六を第七の七とし、第七の五中「当該関係調達機関」を「関係調達機関」に改め、第七の五を第七の六とし、第七の四を第七の五とし、第七の三の次に次のように加える。

四 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記することができる。

第八の二中「その旨」を「その決定の結果及びその理由」に改め、第八の三の1中

「第六の九」を「第六の十」に改める。
 第十中「協定」を「協定等」に改め、「文書」の下に「(電子的手段による当該調査の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。)」を加える。
 第十一の中「協定」を「協定等」に改め、「(平成七年政令第三百七十二号)」を削り、「及び額」を「に応じ総務大臣の定める額」に改める。
 (審査課)

福島県告示第六百十四号

福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件(平成八年福島県告示第三百二十号)の一部を次のように改正する。
 平成二十六年十月七日

福島県知事 佐藤雄平

第一条中「政府調達に関する協定(平成七年条約第二十二号。以下「協定」という。)」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束」に改める。
 第二条に次の一項を加える。
 4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
 第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条 委員会は、会議の議事録を作成する。

附 則

この要綱は、平成二十六年十月七日から施行する。

(審査課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第八九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項又は第九十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
 平成二十六年十月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	二本松社会保険介護老人保健施設サンビュー二本松
変 更 後	独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院附属介護老人保健施設
変 更 年 月 日	平成二十六年四月一日